

平成29年度 学校経営方針

1 本県の教育目標

県教育委員会は、個性の尊重を基本とし、国及び郷土の自然と文化に誇りをもち、創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興を基本とし、次のことを教育の目標に教育施策を推進する。

- (1) 自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さもつ幼児児童生徒を育成する。
- (2) 平和で安らぎと活力ある社会の形成者として、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会・情報化社会等で活躍する心身ともに健全な県民を育成する。
- (3) 学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追究し、生涯学習社会の実現を図る。
- (4) 幅広い教養と専門的能力を培うとともに、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、改善していく資質を有する人材を育成する。

2 学校経営の基本理念

沖縄県教育委員会の教育目標及び教育施策等を基本とし、本校の校章の願いである「木の景が黄緑から緑景にかわるように、すくすくと成長してほしい」を土台に児童生徒が健康でたくましく、心豊かに成長・発達する過程において、自立と社会参加、貢献できる力の育成を目指す教育実践に努める。

学校及び学部の教育目標を達成するため、人的・物的・財政的・組織的条件を整備し、能率的・機能的な運営を行い、肢体不自由と病弱の複数の障害種に対応し、児童生徒の「生きる力」を育む教育の充実のため、全職員・地域・保護者が一体となって取り組み、児童生徒と教職員が触れ合う学校、活力に満ち溢れ、信頼される学校、建設的な意見が述べられる学校をめざす。

3 教育目標と目指す方向

(1) 学校教育目標

児童生徒一人一人の障害の状態と心身の発達段階に応じて教育を施し、障害による学習上又は生活上の困難を積極的に克服しようとする意欲を育て、個性豊かで明るく、たくましく、ねばり強く生きようとする「生きる力」を育成し、自立と社会参加をめざす。

(2) 校訓

「すこやか」：昭和40年沖縄県初の肢体不自由校として開校し、昭和57年に現在地に移転後、昭和62年に校旗の樹立と石碑「すこやか」が建立される。以降校訓として定めた。児童生徒一人一人が日々の学習活動にひたむきに頑張る姿や笑顔は「健やかな成長」を願うものである。

(3) 具体的目標

①めざす児童生徒像

- 明るく元気でたくましい児童生徒（健康）
- 仲良く思いやりのある児童生徒（協力）
- 最後までねばり強く頑張る児童生徒（自立）
- 困難を克服しようと努力する児童生徒（自律）
- よく考え、自ら学び行動できる児童生徒（主体）

②めざす教職員像

- 児童生徒を愛し、一人一人の視点に立って、「個の良さ」を発揮させる教職員
- 日々の教育活動に真摯に取り組み、その改善・充実に努める教職員
- 特別支援教育の専門家として、自信と誇りに満ちた教職員
- 保護者の思いや願いを共感的に理解し、その期待に応える教職員
- 教育公務員として自覚と責任を持ち、同僚性を大事にする教職員
- 学校運営の広い視野に立ち、主体的に参画する教職員

③めざす学校像

- 児童生徒の人格を尊重し、豊かな感性と自立心を育む学校
- 児童生徒がよりよく生きる力を身につけ、社会参加と貢献をめざす学校
- 笑顔にあふれ、人や物を慈しみ、希望に満ちた活力ある学校
- 児童生徒と保護者が「入学して（入学させて）よかった」「卒業して（卒業させて）よかった」、教職員が「勤務してよかった」と思えるような期待に応える学校
- 明るく、綺麗な「花と緑と野鳥のさえざりに囲まれた」潤いのある学校
- 歴史の継承と未来を創造し、地域に開かれた信頼される学校

④学校キャッチフレーズとモットー

【キャッチフレーズ】

『50年の歴史ある鏡が丘特別支援学校～すこやか鏡っ子～』

【モットー】

『学校の主人公は一人一人の子ども達』

『チームワーク』『笑顔』『信頼』をキーワードに日々前進。

4 本年度の重点目標

- (1) 児童生徒の「生きる力」を育成するため、一人一人の卒業後の姿を見据えた教育に努める。
- (2) 保護者及び医療・労働・福祉等の関係機関と連携し、卒業後の社会参加に向けた長期的な視点で児童生徒の実態に応じた APDCA サイクルに基づく教育支援を推進する。

【Assessment（実態把握・分析）・Plan（計画立案）・Do（実践）・Check（評価）・Action（改善）】

- (3) 児童生徒の障害の状態及び能力・適性等、障害の特性に応じた適切な指導を推進する。
- (4) 児童生徒が明るく快適で安全な学校生活を送れるように教育環境の安全確保に努める。
- (5) 新学習指導要領を見据えた教育課程編成を推進する。
- (6) 全職員の資質能力及び専門的力量的の向上を図り、全職員の協働体制の下、円滑な学校経営を推進して地域から信頼される学校づくりを目指す。
- (7) 児童生徒の自立と社会参加の実現のため、「豊かな心」を育む道徳教育及び「主体性」を育むキャリア教育の視点による実践と研修の充実に努める。
- (8) 学舎連携を強化し、自立と社会参加をめざした魅力ある寄宿舎運営の充実に努める。

5 学校経営の基本方針

- (1) 本校の教育目標を達成するための教育実践
 - ①本校の教育目標の達成のため、小・中・高の一貫した教育の実践に努め、寄宿舎教育を含め「生きる力」を育む教育の実践。

②本校の教育目標を踏まえ、各学部、学年、学級経営、寄宿舎教育の実践。

○学部経営案、学級経営案、教育週案、指導の記録の作成及び提出。寄宿舎経営案の作成。

③個別の教育支援計画、個別の指導計画、個別移行支援計画の作成・活用。

④障害の重度・重複化や多様化を考慮した児童生徒の教育課程の編成・指導の実践。

⑤合理的配慮を踏まえ指導支援の工夫を行い、安全で楽しい学習環境作りに努める。

⑥小・中・高の連携を図り、さらに学舎連携も含めた一貫したキャリア教育体制の確立。

⑦各教師間の連携・協力。

⑧教材・教具の作成及び有効活用。

⑨医療的ケアの安全かつ安心、そして確実な実施。

⑩保護者や主治医、医療的ケアスタッフ、学校医等との連携。

⑪交流及び共同学習の推進。

○居住地校交流 ○学校間交流 ○校内外における児童生徒作品展実施。

⑫適切な教育評価と改善。

(2) 保健指導、安全指導

①児童生徒の健康観察及び記録の徹底。

②学校保健日誌の記録と提出。

③医療的ケア等を要する児童生徒の健康管理と安全対策（養護教諭、看護師、保護者との連携、緊急時シミュレーションの実施）。

④教室及び寄宿舎環境（内外）の整備（室温調節、換気、消毒、危険物の除去）。

⑤ヒヤリハット事例の共有、歩行、車椅子操作等（事故防止）。

⑥遊具、教材・教具等の点検（安全、保清に務める）。

⑦摂食についての基礎的な知識の習得、学校歯科医師等の指導、保護者との連携。

⑧給食、調理に関する衛生管理の徹底。

⑨スクールバスの安全運行と整備点検及び送迎時の児童生徒・保護者への適切な対応。

(3) 校外における行事等の安全対策

①教育目標・内容に合った行事の精選と一人ひとりの課題確認。

②行事計画及び行事終了後の反省。

③事前の下見及び点検。

④出発前の健康チェック。

⑤実施中の安全管理及び緊急時の対応（医療機関等の協力）。

⑥保護者への協力願い。

(4) 施設、設備の管理と点検

①安全点検を定期的実施し、改善の方法、危険物の除去、施設・設備の補修を迅速に行う。

②車椅子の点検を常に行うと共に、正しい操作に努め、通路、出入り口等の点をする。

③定期的に全体清掃、全体作業等を計画し、室内及び室外の整理整頓に努める。

④教材・教具、備品の有効活用を図る。

⑤効率的な節電、節水を心がけ、職員の省エネ意識の高揚を図る。

(5) 環境整備

①敷地を有効活用し環境美化に努め、情操教育に役立てる。

②校舎内外の整理整頓、保清に努める。

③季節に合った草花の植付け及び管理で潤いのある環境づくりに努める。

(6) 職員体制

- ①大規模校の特徴を生かした職員の協働体制づくり。
- ②学部主事、寮務主任、分掌主任、学年主任等のリーダーシップの発揮。
- ③適材・適所による校務分掌での配置。
- ④校内研修の充実、研究集録の発刊。
- ⑤ICT を活用した授業実践。
- ⑥医療的ケアに関する取り組みの充実。
- ⑦特別支援教育への対応。
- ⑧教育相談体制の充実。
- ⑨事務現業職員との連絡調整の徹底。
- ⑩健康管理の充実（衛生委員会の活用）。

(7) 職員の服務規律の遵守

- ①教育公務員としての使命と職責の重大さを自覚し、職務の遂行につとめる。
- ②交通安全義務違反等の不祥事が起こらないように心がける。
- ③服装、ことばづかいに留意し、保護者や来客等への気配りを心がける。
- ④事件、事故等が発生した場合は、直ちに情報収集、適切な判断・処理を行い、再び起こらないようにする。
- ⑤日ごろから危機に備えて情報提供（相談）、報告、連絡を密に行う。
- ⑥法規を遵守し、教育公務員としての自覚を認識する。
- ⑦出張、休暇処理等については、事前に迅速処理する。
- ⑧「教師こそ教育環境である」ことを自覚し、モラルの高揚に努める。
- ⑨公文処理等においては、正確・迅速を基本とする。

6 具体的実践計画

- (1) 学校教育の目標である「生きる力の育成」を踏まえて、児童生徒の主体的活動の重視を教育活動の土台に位置付ける。
- (2) 児童生徒の自立と社会参加に必要な基礎・基本となる事項を明確にし、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、小中高一貫した指導の充実に努める。
- (3) 個別の指導計画と年間指導計画の連携を図り、社会参加に向けた児童生徒一人一人の能力や特性に応じた主体性を高める指導を行う。
- (4) 医療的ケア、肢体不自由・病弱教育等、指導上特に配慮を有する児童生徒の障害の特性等に応じた適切な指導の充実に努める。
- (5) キャリア教育全体計画を作成し、キャリア教育の視点にそった指導の充実を図る。
- (6) 各教科や自立活動との連携を図るとともに、日常生活の指導や生活単元学習、作業学習、就業体験等の充実を図り卒業後の自立と社会参加を目指した一人一人の自己実現に向けたキャリア教育を推進する。また、寄宿舎と各学部の学舎連携をキャリア教育の視点で強化する。
- (7) 個別の教育支援計画の活用等により、保護者及び医療・労働・福祉等の関係機関との連携を強化する。
- (8) 健康安全教育及び食育、性教育を推進し、学校生活全ての面において細心の注意を払い、安

心安全な学校づくりに努める。

- (9) 特別支援教育のセンター的機能・校内支援の充実と交流及び共同学習の推進を図る。
- (10) 情報機器の整備・充実により教育情報化を推進し、ICTの教育活用に努めるとともに、情報モラルの指導の徹底を図る。
- (11) 道德教育の年間計画に基づき、道徳的実践力の向上に努める。
- (12) 職員の資質及び専門性の向上を図るための校内研修の充実を努め、特別支援学校教諭等免許状保有率の向上、教職員評価システムの適切な運用に努める。

7 教育課程編成の基本方針

教育課程編成に当たっては、学習指導要領及び関係法令や本県の教育推進計画並びに学校における指導の努力点、教育課程編成要領等を踏まえ、学校の教育目標を達成するために、児童生徒の心身の発達、障害の特性等や学校の状況を考慮し、次の点に留意して弾力的に教育課程を編成する。

- (1) 学校行事等については、各学部の児童生徒の実態に応じて内容を検討し見直す。また、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間は、年間授業時を35週以上にわたって確保できるように編成する。
- (2) 児童生徒が自立し社会参加していくために必要な基礎的・基本的な内容を精選し、生活力が高められるよう小、中、高等部の一貫した系統性のある教育課程を編成する。
- (3) 児童生徒一人一人が心豊かに生きるため、学校教育全体をとおして「心の教育」を育む道徳教育の充実を図る。
- (4) 訪問学級の教育時間数は、健康・安全を第一に考え、小・中学部は週3回、6時間、高等部は週4回、8時間（各学部ともスクーリングを含む）を基本とし、保護者や主治医との連携を密にして、教育課程編成の特例等を踏まえて弾力的に編成・実施する。
- (5) 1単位時間については、小学部は45分、中学部及び高等部は50分を標準とし、各学年の年間総時間数の確保に努める。
- (6) 休み時間は中学部・高等部については、10分・5分とし、移動や休息の時間とする。排泄等については、生徒の発達段階に応じて要求伝達の力の伸長を図るために、TPOに応じた生徒自らの要求により対応する。
- (7) 児童生徒の経験を広め、社会性を養い好ましい人間関係を育てるために、小学校、中学校、高等学校や地域社会との交流教育及び共同学習を計画的に教育課程に位置づけ取り組む。尚、居住地校交流についても積極的に推進していく。
- (8) 小・中・高等部で一貫したキャリア教育ができるよう、学部別のキャリア教育の重点目標を作成し、校外学習等、体験的学習と関連させながらより一層の充実が図られるように編成する。
- (9) 健康・安全教育及び食育、性教育については適切な指導ができるよう教育課程に位置づけて編成する。
- (10) 情報教育をさらに推進し、それぞれの発達段階に応じて取り組み、教育課程に位置づけるようにする。
- (11) 教育課程は、準ずる教育・下年代替、知的障害教育代替、自立活動を主とした教育の3つの類型を基本に、児童生徒の実態に促した弾力的な編成を行う。
- (12) 訪問教育の指導形態は訪問およびスクーリングにおいて実施する。

8 学習活動の指導充実に向けて

- (1) 各教科等の指導については、児童生徒の障害の状態や特性等を十分考慮し、個に応じた指導の充実を図る。一般学級での各教科等の指導においても、小・中・高等学校の学習指導要領に準じて「個別の教育支援計画」、「個別移行支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、指導にあたる。
- (2) 「自立活動」については、各学部とも専科体制の充実に努め、一人一人の児童生徒の実態を踏まえた「個別の指導計画」を作成し、指導の充実を図る。
- (3) 「総合的な学習の時間」については、各学部とも共通理解を図るとともに、創意工夫しながら取り組みを充実させる。
- (4) 重度・重複障害学級の教育課程は、教育課程編成の特例の規定を活用し、弾力的に編成し、保護者や主治医等との緊密な連携を図り、個に応じた指導の充実が図られるよう、「個別の指導計画」を作成する。
- (5) 「生きる力」を育むために、児童生徒の一人一人の可能性を導き出し、自然体験活動やボランティア活動等の体験的活動を積極的に取り入れる。